

各医療機関管理者 様

山口県健康福祉部医療政策課長

令和 7 年度かかりつけ医機能報告（定期報告）の実施について

医療行政の推進につきましては、平素より格別の御尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和 7 年度より医療法（昭和 23 年法律第 205 号）の規定により地域におけるかかりつけ医機能を確保するために必要な病院又は診療所（以下「かかりつけ医機能報告対象病院等」という。）の管理者は、当該かかりつけ医機能報告対象病院等有するかかりつけ医機能の内容を県知事に報告（以下「かかりつけ医機能報告」という。）することとなっています。

つきましては、今年度の報告を下記のとおり実施しますので、本制度の趣旨を御理解いただき、期限までに報告していただきますようお願いいたします。

記

1 報告期間

令和 8 年 1 月 5 日（月）から令和 8 年 3 月 31 日（火）

2 報告方法

原則として医療機関等情報支援システム（G-MIS：ジームス）によることとし、紙媒体による報告については、やむを得ない事情がある場合に限ることとされています。

<参考>

- 報告用サイト：医療機関等情報支援システム（G-MIS）

<https://www.med-login.mhlw.go.jp>

- 厚生労働省ホームページ（マニュアル・記入要領・G-MIS 操作手順動画等が掲載）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000123022_00007.html

3 問い合わせ窓口

G-MIS のシステム操作に関するお問合せ

ユーザ名やアカウントの発行、G-MIS の画面操作方法、システム障害発生等については、下記に問い合わせをお願いします。

厚生労働省 G-MIS 事務局

Mail：helpdesk@gmis.mhlw.go.jp

電話番号：050-3355-8230（土日祝日を除く平日 9 時～17 時）

報告制度に関するお問合せ

山口県健康福祉部医療政策課医療企画班

Mail：kakaritsukei@pref.yamaguchi.lg.jp

電話番号：083-933-2924（土日祝日を除く平日 8 時 30 分～17 時 15 分）

※ 可能な限りメールでのお問い合わせにご協力ください。

4 その他

- かかりつけ医機能報告制度に係る説明会を下記のとおり開催いたしますので、御参加いただきますようお願いいたします。

令和8年1月7日（水）18時～19時

[URL] https://zoom.us/webinar/register/WN_QwaCGTmbRVGuXY9EPZ8ugg

※ 12月17、19、22日に実施した内容と同じものとなります。

すでに御参加いただいております医療機関におかれましては、改めてのご参加は不要でございます。

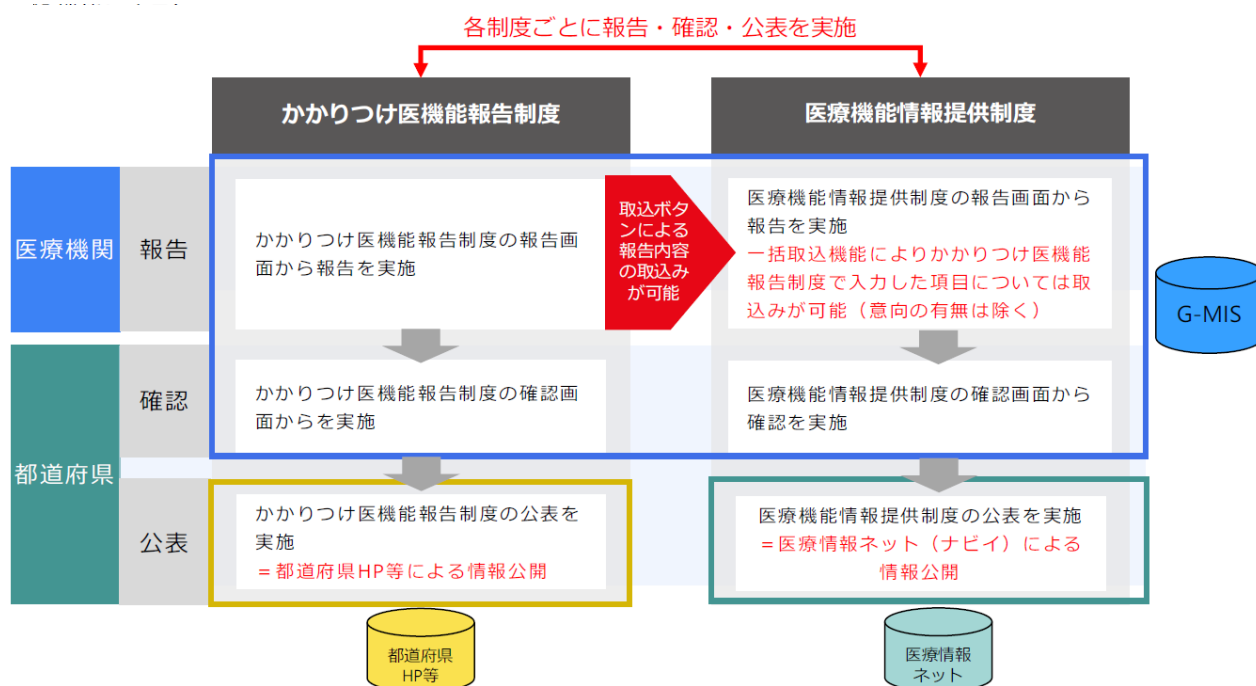


- 医療機関等情報支援システム（G-MIS）のユーザ名・パスワードは、医療機能情報提供制度で作成したものを共通で利用します。

- 医療機能情報提供制度の報告では、かかりつけ医機能報告制度で報告した内容を取り込むことができます。

そのため、G-MISで報告を行う場合は、かかりつけ医機能報告制度の報告対象医療機関（特定機能病院及び歯科診療所を除く病院・診療所）は先にかかりつけ医機能報告制度より報告を実施ください。

なお、医療機能情報提供制度に関する定期報告依頼については、令和8年1月5日付けで依頼いたします。



医療企画班 担当：石田

TEL：083-933-2924

E-mail：kakaritsukei@pref.yamaguchi.lg.jp